

**日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉
設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）
に関する審査の結果の案の取りまとめ
－標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加等－**

令和5年11月22日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・ 標記の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめの決定について付議
- ・ 原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・ 科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

2. 審査の結果の案の取りまとめ

令和3年6月25日に日本原子力発電株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき、設置許可基準規則解釈の改正を踏まえた標準応答スペクトル（※¹）を考慮した基準地震動の追加等に係る東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）が提出された。また、令和5年6月23日及び令和5年10月20日に、同社から同申請書の補正書が提出された。

本申請について審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることを決定いただきたい。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くことを決定いただきたい。

（※¹）「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

4. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

5. 科学的・技術的意見の募集（第2案で委員会了承）

東海第二発電所については、新規制基準適合性に係る発電用原子炉設置変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（平成30年7月5日から30日間）。今回の申請に係る審査書案を取りまとめるに当たっては、

- （第1案）：別紙1添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。
- （第2案）：別紙1添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

6. 今後の予定

（第1案の場合）

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果並びに別紙1添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

（第2案の場合）

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

[附属資料一覧]

- 別紙1 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）
- 添付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）（案）
- 別紙2 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）
- 別紙3 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について（案）

- 参考 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抜粋）
- 参考 2 日本原子力発電株式会社東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査の概要